平成２９年（フ）第３３号
横浜市西区浅間台78番地１　曽我荘２ＦＦ号
債務者　瀧澤　正幸
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３３号
神奈川県藤沢市天神町２丁目26番地の９　パル湘南Ａ103
債務者　高井　英輔
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９７号
横浜市港北区小机町1561番地　コーポ神本106号
債務者　名嘉眞朝喜
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４８号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目22番地２　グリーンハイツカドＣ102号
債務者　蒔田　　彩（旧姓飯沼）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５５号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目22番地１　グリーンハイツカドＥ　105号
債務者　千葉　美和
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８６号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目25番23号
債務者　野路　俊介
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２１号
群馬県太田市新田早川町255番地、前住所群馬県太田市新田木崎町1661番地２
破産者　北爪　秀子
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４６号
長野県松本市大字和田字南西原3967番地19
破産者　株式会社小池電機
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２８７０号
（最後の住所）大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目33番地の６
破産者　被相続人亡森下見治相続財産
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５号
岡山県都窪郡早島町早島3529番地の１
破産者　有限会社長田建設
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
岩手県大船渡市三陸町吉浜字沖田96番地４
破産者　有限会社木川田運送
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９６４号
東京都多摩市落合１丁目20番地の１クロスウィル多摩センター206
破産者　土屋　直人
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２号
三重県四日市市水沢町4064番地43
破産者　川嶋　堅二
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
広島県尾道市山波町2229番地の３
破産者　有限会社杉建
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１０２０号
福岡市東区原田４丁目18番11号
破産者　株式会社マテース
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８５号
福岡市南区皿山３丁目11番30号
破産者　タツミ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４０１号
兵庫県姫路市飾磨区矢倉町１丁目16番地１
破産者　株式会社エム・シイ・レント
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２７２号
佐賀県多久市東多久町大字別府1198番地１
破産者　有限会社プレハブ建築工業
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係